

## 甲斐市議会 厚生文教常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和7年12月11日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（8名）

委員長	清水和弘君	副委員長	保坂康君
	山本英君		依田那津希君
	加藤敬徳君		谷口和男君
	滝川美幸君		金丸寛君

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（3名）

議長	秋山照雄君		若尾彰子君
	金丸幸司君		

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市民生活部長	望月新路君	福祉部長	金子智奈美君
こども子育て健康部長	堤貞治君	教育部長	大嵐正之君
敷島支所長兼市民地域課長	村越恵君	保険課長	森川嘉亮君
市民協働推進課長	久保田浩君	福祉課長	井上千悦子君
障がい者支援課長	樋川浩一君	長寿推進課長	藤原布美君
子育て支援課長	中村大輔君	健康増進課長	赤松圭君
学校教育課長	小山田拓也君	生涯学習文化課長	大柴宏之君
市民窓口係長	大木貴子君	国民健康保険税係長	井尻一雄君
国民健康保険給付係長	中込聡君	高齢者医療・年金係長	鷹野美穂君

市民協働係長	宮川 倭香君	保護支援係長	倉知 慎也君
自立支援係長	新奥 知恵君	生活支援係長	中込 美智子君
長寿あんしん係長	齊藤 綾野君	介護保険係長	川上 恵美君
介護予防推進係長	中村 美佐君	児童係長	丸茂 貴幸君
保育係長	小澤 裕一君	子育て支援係長	小澤 京子君
健康企画係長	田邊 誠君	成人保健係長	大森 恵美子君
学事係長	長田 大地君	生涯学習係長	内藤 京子君

### 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中澤 一昭	書	記	小林 久美
書記	深澤 隼人	書	記	圓谷 孝宏

### 審査内容

#### 1 条例案審査

- 議案第89号 指定管理者の指定の件（甲斐市やすらぎ聖苑）
- 議案第78号 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例の一部改正の件
- 議案第79号 甲斐市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件
- 議案第80号 甲斐市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件
- 議案第71号 甲斐市認定地域クラブ活動整備推進協議会設置条例の制定の件
- 議案第90号 指定管理者の指定の件（双葉ふれあい文化館）
- 議案第69号 甲斐市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件
- 議案第70号 甲斐市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定の件
- 議案第75号 甲斐市子ども・子育て会議条例の一部改正の件
- 議案第76号 甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部改正の件

議案第 77 号 甲斐市子ども医療費助成金支給条例及び甲斐市ひとり親家庭医療費  
助成金支給条例の一部改正の件

2 補正予算審査

議案第 81 号 令和 7 年度甲斐市一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 82 号 令和 7 年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 83 号 令和 7 年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 84 号 令和 7 年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

3 その他

開会 午前 9時26分

○書記（深澤隼人君） ご参集、大変お疲れさまです。

それでは、ただいまから厚生文教常任委員会を始めさせていただきます。

本日の委員会は、初めに委員長よりご挨拶をいただき、委員長の進行により議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、清水委員長、挨拶をお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 皆さん、改めておはようございます。

ご案内のように、本日の委員会は審議議案がたくさんございます。ぜひ慎重審議をお願いすると同時に、時間的にも多分午前中から午後にかけてと、こういうことになるかと思えますので、ぜひ皆さん方にはスムーズに審議が進みますようにご協力をお願いいたしまして、挨拶いたします。

---

○委員長（清水和弘君） ただいまの出席委員は8名です。定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会します。

本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査に入る前にお諮りいたします。本日は円滑な審査を行うため、タブレットに入れてあります議案審査日程により審査を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、初めに、条例等審査を行います。

議案第89号 指定管理者の指定の件（甲斐市やすらぎ聖苑）を議題といたします。

それでは、当局より説明をお願いいたします。

久保田市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（久保田 浩君） お疲れさまです。

それでは、市民協働推進課から議案第89号 指定管理者の指定の件（甲斐市やすらぎ聖苑）について説明させていただきます。

議案書の84ページをお願いいたします。

地方自治法第24条の2第3項及び甲斐市やすらぎ聖苑条例第3条の規定により、公の施設の管理につきまして指定管理者を指定するものであります。

1の施設の名称及び位置であります。名称は、甲斐市やすらぎ聖苑でありまして、位置につきましては、山梨県甲斐市大塚2321番地2になります。

2の指定管理者になる団体につきましては、富山県富山市奥田新町12番3号に所在します。株式会社宮本工業所、代表取締役、宮本芳樹氏であります。

3の指定期間につきましては、令和8年4月1日から令和11年3月31までの3年間であります。

提案理由につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会に議決をいただくものであります。

続きまして、議会資料の83ページをお願いします。

指定管理者の指定の経過報告につきまして、主な内容を説明いたします。

やすらぎ聖苑におきましては、令和2年度から指定管理者制度を導入した施設でありまして、来年3月末をもって2期目の指定期間の満了に伴い、今回更新するものであります。

2の公募及び非公募であります。指定管理者の選定におきましては、本施設の主な設備である火葬炉設備一式の製造設置から保守管理、火葬場運営業務までを請け負う業者で、豊富なノウハウがあり、やすらぎ聖苑においても指定管理制度導入以前から運営事業を委託しており、これまでの実績において高評価を得ていること、また、その特殊性から他の事業者の参入が難しいことから非公募といたしました。

次に、4の募集及び審査の経過であります。令和7年5月14日に指定管理者制度導入検討委員会において、これまでの導入効果や状況、所管課での検討事項及び今後の方向性などを説明し、6月25日に指定管理者制度の継続と募集方法を非公募、3年の指定期間とすることで決定されました。

10月7日に指定管理者選定評価審査委員会による1次審査、11月6日に2次審査と最終審査を行ったところであります。審査の結果、株式会社宮本工業所が選定され、11月7日に市長へ報告を行い、同日、候補者へ決定通知を送付したところであります。

次に、5の仮協定書の締結であります。11月12日に締結しております。期間につきましては、12月の定例会におきまして指定管理者の指定について議決されるまでの間としております。

7の基本協定書の締結後の予定になりますが、本定例会において議決をいただきましたら、

基本協定書の締結を行います。

次の84ページをお願いいたします。

今後、当初予算の議決前であることから、年度仮協定を締結し、令和8年4月1日に本年度協定を締結する予定でございます。

次の85ページをお願いいたします。

基本協定書の概要を説明させていただきます。

1の公の施設の名称及び位置から3の指定期間までにつきましては、議案書で説明させていただいたとおりの内容でございます。

4の指定管理者が行う管理業務の範囲につきましては、管理施設の利用許可に関する業務、火葬に関する業務、管理施設及び施設の維持管理に関する業務などがございます。

5の管理施設の改修費用等につきましては、原則として市が必要性を判断するものとし、1件50万円未満は指定管理者が実施することとしております。

6の情報管理につきましては、法律や条例の規定に準拠することとしております。

7の備品等の扱いにつきましては、備品台帳で管理されている備品は無償で貸与することとしているほか、1件50万円未満の修繕につきましては指定管理者が実施し、更新及び新規購入する備品は市が主たる責任を負うこととしております。

96ページになりますが、8の業務実施に係る市の確認事項につきましては、指定管理者は毎年度、市が指定する期日までに事業計画書と年度終了後、60日以内に事業報告書を提出することとしております。

なお、報告書につきましては、業務の実施状況や管理施設の利用状況、料金収入の実績などを記載することとしております。

9の指定管理料につきましては、年度協定に定めるところにより、支払うものとしております。

10の利用料金収入の取扱いにつきましては、指定管理者の収入として収受することとしております。

11の違約金につきましては、基本協定締結後、指定開始日までに指定を辞退した場合、また、正当な理由なく本業務を実施しない場合は、事業年度の指定管理料総額の10%相当額を違約金として支払うものとしております。

次に、87ページをお願いいたします。

年度協定書の基本的事項の説明であります。

年度協定の目的や令和9年度の業務内容を定めるほか、令和8年度の指定管理料と四半期ごとに支払う金額を定めるものであります。

なお、3か年の指定管理料につきましては、後ほど補正予算の審議におきまして、債務負担行為の補正において説明させていただきますが、3年間で3,950万2,000円を予定しております。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。質問は一問一答とし、また質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いいたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第89号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第89号を終わります。

ここで職員入替えのために、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時37分

再開 午前 9時38分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、議案第78号 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例の一部改正の件を議題とします。

それでは、当局より説明をお願いいたします。

樋川障がい者支援課長。

○障がい者支援課長（樋川浩一君） お疲れさまでございます。

障がい者支援課より条例の一部改正について説明をさせていただきます。

議案書の54ページ、議会資料は75ページになります。

初めに、議案書54ページをお願いいたします。

議案第78号 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例の一部改正の件になります。

本件における提案理由になりますが、国の医療DXの推進における取組として、令和8年度から全国展開される医療費助成のオンライン資格確認の導入に伴い、所要の改正を行うものであります。

附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものとしております。

条例改正の内容につきましては、現在、本医療費助成制度の利用時において、受付窓口への受給者証の提示を義務づけておりますが、マイナンバーカードを活用した受給者情報連携システムでありますPMHによる受診受付が可能となる場合には、受給者証の提示を省略できるものとなります。

それでは、新旧対照表により説明をさせていただきます。

議会資料の75ページをお願いいたします。

第7条中「次条第3項」を「以下この条及び次条第3項」に改め、同条に「ただし、対象者の受給者証に代えて個人番号カード及び資格確認端末を用いて、保険医療機関等が資格情報を確認することができる場合は、この限りでない。」を加えるものであります。

以上、説明とさせていただきます。ご審議をお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 今度、カードになって資格端末を操作できる方になると思うんですけども、実際重度の方になると、本人が操作できることは難しいと思うんですが、基本的にカードを持っていれば、その受給者資格証明書というのは出されないということ、それとも出していただけるのでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 樋川課長。

○障がい者支援課長（樋川浩一君） 受給者証につきましては、全ての医療機関で受診が可能とならない限り、受給者証のほうの紙の発行は継続して行うことを考えております。また、マイナンバーカードを提示することで、医療機関のほうでPMHのほうへ受給者確認を行いますので、受給者、利用者が直接何か操作するということは想定しておりません。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） ただいま説明していただいた中で、そのPMHというんですかね、ちょっとよく分からないんですけども、それを利用できるというのは、全ての心身障がいの患者が対象じゃないということなんですか。

○委員長（清水和弘君） 樋川課長。

○障がい者支援課長（樋川浩一君） この制度は、あくまで重度医療の利用対象者に対して利用していただくものになりますので、それ以外の、対象にならない方々の医療につきましては、本来のマイナンバーカードを活用した保険を適用していただくという形になります。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第78号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第78号を終わります。

ここで職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時43分

再開 午前 9時44分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、議案第79号 甲斐市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件、議案第80号 甲斐市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件については関連がありますので、一括で当局より説明をお願いいたします。  
藤原長寿推進課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） お疲れさまでございます。

長寿推進課より条例の一部改正について、議案第79号 甲斐市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件及び議案第80号 甲斐市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件につきましては関連がありますので、一括でご説明をさせていただきます。

議案書は55から57ページになります。

初めに、提案理由であります。介護保険法施行規則の改正により、地域包括支援センターの人員配置基準の見直しが行われたことに伴い、所要の改正を行う必要があるためであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日より施行するものであります。

次に、改正の内容につきましては、議会資料の76ページをお願いします。

1、経緯ですが、地域包括支援センターの職員配置基準につきましては、担当地域におけ

る第1号被保険者おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の3職種を専従・常勤職員としてそれぞれ1人配置することと定められております。

国は人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種の配置は原則としつつ、柔軟な配置を可能とするため、介護保険法施行規則に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部改正を行ったことに伴い、条例中において国の基準省令と同様な定義を定めていることから、関連する例規の改正を行うものであります。

次に、2の主な改正内容ですが、(1)センターにおける職員配置の柔軟化につきましては、黒丸1つ目、現行の職員配置基準を原則としつつ、地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、常勤換算方法によることを可能とするものです。

常勤換算方法とは、76ページの下段にあります。センター職員の勤務延べ時間数を当該センターにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより、常勤職員の員数に換算する方法です。

今までは、1日7時間45分、週5日勤務できる職員を常勤職員として1人配置する必要がありましたが、勤務時間が7時間45分に満たない職員が複数いる場合に、その複数の職員の1日分の勤務延べ時間数を7時間45分で除することにより、常勤職員数に換算でき、配置したこととなります。

次に、黒丸の2つ目ですが、地域包括支援センター運営協議会が認めた場合には、複数のセンターが担当する区域の第1号被保険者の合計数に応じた数の常勤職員を個々のセンターに振り分けて配置することにより、基準を満たすことを可能とするものです。

今までは、個々の地域包括支援センターで担当区域の高齢者人口に応じて3職種を配置する必要がありましたが、複数のセンターを合算して、その合算した高齢者人口に応じて必要な3職種の常勤職員数を配置すれば、個々のセンターの配置基準を満たすものとなります。

次に、(2)ですが、この介護保険施行規則に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部改正により生じた、地域包括支援センター協議会の定義規定の項ずれを改正するものであります。

次に、議会資料の78ページ、甲斐市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表をお願いします。

まず、第2条第1項中「常勤の職員及びその員数」括弧以降を、常勤換算方法によることを可能とする国の基準省令の内容を引用して改め、同項第3号中「主任介護支援専門員」の

定義も同様に、基準省令を引用する形に改めます。

次に、79ページをお願いします。

第2項を第3項とし、新たに第2項として、複数センターで合算して高齢者人口に応じた3職種を配置することで基準を満たすものとする内容を、国の基準省令を引用し、追加します。

また、そのほかは今回の改正に伴う文言の修正、追加になります。

次に、82ページ、甲斐市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の新旧対照表をお願いいたします。

第13条第1号中、地域包括支援センター運営協議会の定義について「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改めます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

保坂副委員長。

○委員（保坂 康君） この改定ということで、人員のあれが今以上によくなると、一応そういうふうな形でなると思うんですけども、これによって、新しくなるんですけども、どのぐらい効果があるかというのは、甲斐市の場合はどうでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） こちらの場につきましては、原則はそのまま維持されるというところにはなりますので、第1号被保険者の人数に合わせた専門職の配置については変わらないというところになりますので、甲斐市、今、複数センターではなく1か所、直営の1か所なので、あまり変わりはないかと思っております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 保坂副委員長。

○委員（保坂 康君） ありがとうございます。

1か所、甲斐市はね。甲府なんかは何か所もあるような形で、そういうのがあれば、この条例というか、まとめてできるというふうな形にはなると思いますけれども、甲斐市の場合はずっとあれから1か所でやっているということなんで、そこまでこの条例が変わったから

とって変わるのかなというふうな思いはあるんですけども、これから先、もしかしたら外に出る可能性ももちろん今からあるわけですから、こういう条例を使って早く地域包括センターを外に出してやっていただければなというふうな要望がありますので、よろしく願いいたします。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） ちょっと1か所しかないのにどうしてかなと思って質問するつもりだったんですけども、ただ、常勤が少なくても、7時間半以下の方がいれば常勤の方がいなくてもいいということになっちゃうわけですか。いろいろなことで管理責任者とかいろいろあると、やはり常勤の方というのは、ある程度確保しなきゃいけないと思うんですけども、そういう常勤の方に負担がより大きくなるとか、そういうことはないんですか、これで。

○委員長（清水和弘君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） 確かに管理者とか、そういった方々は常勤でいる必要があるかとは思いますが、センターの職員として、常勤の方もそうでない方も一緒に活動するということになりますので、その辺に負担が大きくなるということはないと思っております。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 形の上ではそうなんですけれども、ちょっといろいろと甲斐市内の部署を見ても、やはり常勤の方が少なく非常勤の方が多いところというのは、残業とか結構常勤の方に重なっていることが多いんですよね。私が見ても、朝7時に必ず来ている常勤の方とか結構見るもんですから、これで地域包括のほうも、そういう時間外労働とかそういうのが増えることが心配なんですよね。そういうことはないように配慮をお願いしたいんですけども、どうでしょう。

○委員長（清水和弘君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） 包括支援センターの場合は、常勤の方もそうでない方もケースを担当して持って活動しておりますので、その辺の内容にあまり変わりはないかなというふうに思っておりますし、常勤のほうに負担がかからないように配慮していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございませんか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第79号について討論、採決を行います。

まず、本件に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第79号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第79号を終わります。

次に、議案第80号について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第80号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第80号を終わります。

ここで職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前 9時59分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、議案第71号 甲斐市認定地域クラブ活動整備推進協議会設置条例の制定の件を議題とします。

それでは、当局より説明をお願いします。

大柴生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（大柴宏之君） お疲れさまです。

生涯学習文化課より議案第71号 甲斐市認定地域クラブ活動整備推進協議会設置条例の制定の件についてご説明させていただきます。

資料は、甲斐市定例市議会議案の31ページから33ページとなります。

33ページを、まず最初をお願いしたいと思います。

提案理由は、国の教員の働き方改革の一環で学校部活動を、地域クラブ活動へ段階的に展開する制度の導入に伴い、甲斐市認定地域クラブ活動整備推進協議会の設置及び基準を定める必要があるため、本条例案を提出するものであります。

31ページにお戻りください。

本条例は10条から構成され、第1条は、少子化が進む中、将来にわたり中学生がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保を目指し、地域におけるスポーツまたは文化芸術活動を地域クラブ活動として地域展開を図り、地域クラブ活動を行う環境の整備に関し必要な事項を協議するため、本市教育委員会の附属機関として協議会を設置する規定であります。

第2条は、協議会の所掌事務で、第1号で、認定地域クラブを推進するための仕組みづくりに関する事。第2号では、認定地域クラブ活動の実施主体に関する事。第3号では、認定地域クラブの運営方法等に関する事。第4号では、その他地域クラブ活動を行う環境の整備に必要な事項に関する事となっております。

第3条からページをめくっていただきまして、第8条までになりますが、こちらの内容のほうにつきましては、協議会の組織、あと構成等の規定の内容となっております。

第9条から第10条では、協議会の庶務、その他を規定したものであります。

本条例につきましては、ご議決をいただきましたら、令和8年4月1日から施行してまい

ります。また、本条例の制定に伴い、甲斐市中学校部活動地域移行評議会設置条例は廃止となります。

別冊の定例市議会資料29ページをお願いいたします。

本条例の制定概要についてであります。

内容につきましては、先ほどの説明及び令和7年11月17日の厚生文教常任委員会で、甲斐市地域クラブ活動についての説明させていただいた内容と重複しますので、1の経緯についてのみの説明とさせていただきます。

経緯のほうですけれども、中学校における部活動において、教員の働き方改革と少子化による部員減少という課題に対応するため、休日の部活動を段階的に地域展開する趣旨のガイドラインが、令和4年12月に文部科学省から示されました。それに伴い、学校部活動を学校単位ではなく、社会教育の一環として地域全体に広げ、幅広い文化芸術やスポーツに関わる活動の機会を提供する環境づくりが求められております。

本市におきましても、地域で展開するクラブ活動を進めるに当たり、必要な事項を協議する場として、甲斐市認定地域クラブ活動推進協議会の設置に当たり、本協議会の設置条例を制定する必要があります。

以上で、甲斐市認定地域クラブ活動整備推進協議会設置条例の制定の件について説明をさせていただきました。ご審議よろしくをお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いいたします。

滝川委員。

○委員（滝川美幸君） この案件につきまして、ちょっと学校の先生のほうから、非常に甲斐市は取組が少しちょっと他市町村に比べて遅れているという話をちょっと耳にしておりますけれども、その辺のところはいかがですか。

○委員長（清水和弘君） 大柴課長。

○生涯学習文化課長（大柴宏之君） 昭和町、あと甲府市とか、進んでいるところも実際あります。本市におきましては、今月なんですけど、学校の現場の状況というのも、まだ十分に把握していない面もありますので、今月もう日程のほうを決めておりまして、学校のほうに伺いながら、甲斐市のこの地域クラブの方針の内容等を説明して、今後の進め方について協議を行っていく、今、段階となっております。

甲府市と昭和に比べれば、確かにちょっと遅くはなっている状況です。

○委員長（清水和弘君） 滝川委員。

○委員（滝川美幸君） それで、今のご答弁で安心したところですがけれども、現場の先生方としっかりと協議をしながら、なるべくスムーズに、いい方向に進めていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。要望で結構です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） この地域クラブ活動整備推進協議会の構成で、校長先生とPTAの方と社会教育委員となっているんですけれども、何かちょっと幅が狭過ぎるんじゃないかなという気がするんですけれども、そんなに校長先生とかPTAの方が、この地域スポーツに対して詳しい認識を持っていらっしゃるのかわちょっと疑問なんですけれども、このメンバーだけでやっていくということになるのでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 大柴課長。

○生涯学習文化課長（大柴宏之君） メンバーのほうは、ここに、すみません、第3条のほうで掲げているもののうちから委嘱して行っていきたいと考えております。

先ほど学校の関係のほうもあつたんですけれども、現状、やはり現在、保護者の方もちょっとまだ見えていない部分も実際あります。そういう方々の代表も入れた中で、今後もしっかり進めていただきたいと考えているところであります。

○委員長（清水和弘君） よろしいでしょうか。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） これからこの協議会を立ち上げて話を進めていくかと思うんですけれども、例えば、そういう途中経過みたいなものは、例えば、議会なんかに進捗状況とかの報告はしていただけるのでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 大柴課長。

○生涯学習文化課長（大柴宏之君） はい、進捗状況につきましては、場面、場面で委員さんのほうにはご報告のほうをしていきたいと考えております。状況報告のほうをさせていただきます。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第71号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第71号を終わります。

次に、議案第90号 指定管理者の指定の件（双葉ふれあい文化館）を議題とします。

それでは、当局より説明をお願いいたします。

大柴生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（大柴宏之君） 議案第90号 指定管理者の指定の件についてご説明させていただきます。

資料は甲斐市定例市議会議案の85ページとなります。

地方自治法第244条の2第3項及び甲斐市双葉ふれあい文化館条例第4条の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理を指定するものであります。

公の施設の名称及び位置につきましては、甲斐市双葉ふれあい文化館、甲斐市下今井230番地であります。

指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者の氏名は、甲府市朝氣一丁目2番2号、公益財団法人やまなし文化学習協会、理事長、高野孫左エ門であります。

提案理由は、指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要があります。これが、この案件を提出する理由であります。

なお、すみません、指定期間のほうは、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとなっております。

続きまして、別冊の定例市議会資料の88ページをお願いいたします。

指定管理者の経過報告について主だったものの説明をさせていただきます。

4、募集及び審査の経過になりますが、令和7年9月1日から9月30日までの1か月間、市の広報等で公募をしたところ、1団体の応募がありました。10月7日に甲斐市公の施設指定管理者選定評価委員会の書類審査である1次審査、11月6日に財務分析審査等の2次審査を実施し、同日の最終審査を経た結果、すみません、89ページになります。11月7日に公益財団法人やまなし文化学習協会が指定管理者候補者として選定されました。

5の仮協定の締結であります。双葉ふれあい文化館指定管理者の指定に向け、指定管理者候補者と事前協議を行い、本定例会において指定管理者の指定について議決されるまでの間、令和7年11月13日付で仮協定書の締結を行ったところであります。

90ページをお願いいたします。

こちらは基本協定書の項目となります。項目の主な内容についてご説明させていただきます。

4、指定管理者が行う管理業務の範囲は、利用許可、利用料金の徴収、施設の維持管理等になります。

5、管理施設の改修費用等につきましては、原則として、市がその必要性を判断しますが、管理施設の修繕等については、指定管理者と協議の上、実施を行います。また、1件50万円未満のものにつきましては、指定管理者の費用と責任において実施することになります。

7、備品等の扱いにつきましては、無償貸与とし、91ページになります。修繕につきましては、改修費用と同じ条件とし、更新等については市が主たる責任を負います。

9、モニタリングにつきましては、利用者へのアンケートを実施し、利用者の意見を聞く中で企画運営に生かすとともに、業務状況に関する自己評価を行い、施設全体の運営について向上を図ってまいります。

10、指定管理料の支払いにつきましては、別途、年度協定で定めませんが、年2回、上期と下期に分けて支払いを行います。

93ページをお願いします。

年度協定書の項目になります。

年度協定の目的により、令和8年度の業務内容、指定管理料について定めております。基本協定書に定めるもののほか、指定管理業務に関する仕様書で文化事業について定めており、本業務の実施対価として指定管理料を支払うことになっております。

以上が、甲斐市双葉ふれあい文化館の指定管理者の指定の件について説明をさせていただ

きました。ご審議よろしくお願ひいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 双葉のほうは、結構映像設備とかいろいろ充実していいんですけども、そういう備品関係とかW i - F i の関係ですとか、そういうのは指定管理者の責任でやるということになるんでしょうか、それとも市の責任で。

○委員長（清水和弘君） 大柴課長。

○生涯学習文化課長（大柴宏之君） 今回、募集に当たりましたが、そちらの設備のほうは指定管理者のほうで設置していただくという形で募集のほうを行いました。

○委員長（清水和弘君） そのほか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 設置するということは、費用のほうは指定管理者が購入して設置するということになるわけですか。

○委員長（清水和弘君） 大柴課長。

○生涯学習文化課長（大柴宏之君） すみません。W i - F i につきましては、既に現在も設置してある状況となっております。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 今回は契約の更新ということで、従来、以前の、今やっている業者さん、そのまま更新という形になるということによろしいですか。

○委員長（清水和弘君） 大柴課長。

○生涯学習文化課長（大柴宏之君） はい、前年度5年間やられていたところと同じところになっております。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 公募で応募が1団体ということなんですけれども、こういう業務というんですか、あまりそういうやる業者さんというのは、ほかにはないんですかね。

○委員長（清水和弘君） 大柴課長。

○生涯学習文化課長（大柴宏之君） 業者のほうはあるとは思いますが、うちの募集の内容を

見た中で、手を挙げていただいたところが、今回、現状の協会になりますけれども、そこ1団体だったという形です。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 今やられている業者さんが、何か不満があるとか、そういうことではないんですけれども、ちょっともう一つ質問したいのが、修繕費用50万円までというような規定があったんですけれども、これって前回5年前のものと変わってないんですか。

○委員長（清水和弘君） 大柴課長。

○生涯学習文化課長（大柴宏之君） はい、前回と金額的にも同じになっております。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） そうしますと、例えば、いろいろなもの、資材が今、高騰している中で、例えば、5年前の水準と今の水準と同じにしてしまった場合に、業者さんができるところの線引きが、また変わってくるんじゃないかと思うんですけれども、その辺、そういったものを加味したほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、どうですか。

○委員長（清水和弘君） 大柴課長。

○生涯学習文化課長（大柴宏之君） 確かに物価高騰という事象は発生しております。そして、こちらのまた修繕のほうなんですけれども、本当突発的に起こるようなもので、ないときもあれば、急に起きちゃうというものもありまして、本当、その年度、年度で違っているような形にはなっております。金額につきましては50万円という、そのところを区切りにした中で、それ以上のものについては市のほうでの対応という形にはしております。

○委員（加藤敬徳君） 分かりました。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 今の質問の確認ですけれども、50万という金額でも、以前同じ修理で、50万円で済んでものが、これから先、物価高騰で50万では済まないだろうという加藤委員からの話だと思うんですが、それは同じことをするのであって、もし、そういうことであつたら、それは市のほうがするという意識でいいんですか。

○委員長（清水和弘君） 大柴課長。

○生涯学習文化課長（大柴宏之君） そうですね、委員さんのおっしゃるとおり、じゃ、値段が上がって、じゃ、50万円超えたら、どっちだとなれば、一応線引きはさせていただいているので、物価の高騰によって50万円以上になれば、それは市のほうでの対応となります。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

保坂副委員長。

○委員（保坂 康君） 今の50万という話ですけれども、その50万というのが、どのぐらいの費用かちょっと分からないんですけれども、過去にもそういう形で、50万未満で指定管理者が修繕したというふうな報告とかというのはありますか。

○委員長（清水和弘君） 内藤生涯学習係長。

○生涯学習係長（内藤京子君） 毎年、指定管理者からは報告書を頂いておりまして、その中で、年間で50万円以下で修繕をしていただいた内容については報告を受けております。令和6年度につきましては、何種類かのものがございまして、一番高額でありますと、防災設備不良交換工事というものが35万7,500円というものがございました。それ以外にも、50万以下のもの、細かいものも含めて数件ございまして、そちらのほうで対応していただいている形です。

以上です。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第90号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第90号を終わります。

ここで職員入替えのため、暫時休憩いたします。

それでは、休憩をいたします。

再開は35分。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時32分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

なお、本日は、委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。

次に、議案第69号 甲斐市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件、議案第70号 甲斐市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定の件、議案第75号 甲斐市子ども・子育て会議条例の一部改正の件は、関連がありますので一括で当局より説明をお願いいたします。

中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村大輔君） お疲れさまでございます。

子育て支援課より、議案第69号、70号、75号につきまして、関連がございますので一括で説明をさせていただきます。

なお、この条例につきましては、令和7年11月17日の厚生文教常任委員会におきましてご説明をいたしました、通称でありますけれども、こども誰でも通園制度の実施に伴う事業者の認可及び確認に関する条例となっております。

初めに、議案第69号 甲斐市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件についてご説明をさせていただきます。

議案書の10ページから19ページ、議会資料につきましては7ページから18ページになります。

初めに、議案書の19ページをお願いいたします。

まず、提案理由になりますが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により、児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、新たに市町村の認可事業として乳児等通園支援事業が創設されたことから、同事業の設備及び運営に基準を定める必要があることから、条例を制定するものであります。

それでは、条文の説明をいたします。

10ページにお戻りください。

第1条につきましては、条例制定の趣旨、第2条につきましては、定義、第3条につきましては、最低基準の目的等を定めるものであります。

11ページをご覧ください。

第4条につきましては、最低基準と乳児等通園支援事業者、第5条は、乳児等通園支援事業者の一般原則、第6条は、乳児等通園支援事業者と非常災害、第7条は、安全計画の策定等、第8条につきましては、自動車を運行する場合の所在の確認、第9条につきましては、乳児等通園支援事業所の職員の一般的条件、第10条につきましては、乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等について、第11条につきましては、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準、第12条につきましては、利用乳幼児を平等に取り扱う原則、第13条につきましては、虐待等の禁止、第14条は、衛生管理等、第15条は、食事の提供を行う場合に備える設備、第16条については、乳児等通園支援事業所内部の規程について定めるものであります。

14ページをご覧ください。

第17条につきましては、乳児等通園支援事業所に備える帳簿、第18条につきましては、秘密保持等、第19条につきましては、苦情への対応、第20条につきましては、乳児等通園支援事業の区分、第21条につきましては、一般型乳児等通園支援事業における設備の基準を定めるものであります。

17ページになります。

第22条、職員の基準並びに設備及び職員の基準の特例、第23条につきましては、乳児等通園支援の内容、第24条につきましては、保護者との連絡。

18ページになります。

第25条につきましては、余裕活用型乳児等通園支援事業における設備及び職員の基準、第26条につきましては、準用、第27条につきましては、電磁的記録、第28条につきましては、委任について定めるものであります。

附則になりますが、条例は、公布の日から施行します。ただし、第22条の2の規定は、令和8年4月から施行すると定めるものであります。

続きまして、議会資料のほうへお願いいたします。

議会資料の7ページをお願いいたします。

こちらは、甲斐市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則（案）になります。

第1条は、規則制定の趣旨、第2条は、認可の申請、第3条は、認可の基準等、第4条は、意見の聴取、第5条は、認可の決定、第6条は、変更の届出、第7条は、廃止又は休止の申請。

8ページになります。

第8条につきましては、報告等、第9条につきましては、認可の取消し等、第10条につきましては、その他について、附則につきましては、この規則は、公布の日から施行すると定めるものであります。

なお、9ページから18ページにつきましては、甲斐市乳児等通園支援事業の認可の申請等に際し、必要となる様式となっております。

続きまして、議案第70号 甲斐市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定の件についてご説明をさせていただきます。

議案書にお戻りいただきまして、議案書につきましては20ページから30ページ、議会資料につきましては19ページから28ページとなっております。

初めに、議案書の30ページをお願いいたします。

この議案の提案理由になりますが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行による改正後の子ども・子育て支援法の規定に基づき、甲斐市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要があることから、条例を制定するものであります。

条例の説明をいたします。20ページにお戻りください。

第1条につきましては、条例制定の趣旨、第2条については、定義を定めるものであります。

21ページをご確認ください。

第3条は、一般原則、第4条につきましては、特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準のうち利用定員に関する基準を定めるものであります。

第5条につきましては、運営に関する基準のうち面談、第6条につきましては、正当な理由のない提供拒否の禁止、第7条につきましては、あっせん及び要請に対する協力、第8条は、乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認、第9条は、乳児等支援給付認定の申請に係る援助、第10条につきましては、心身の状況等の把握について定めるものであります。

23ページをご覧ください。

第11条、特定教育・保育施設等との連携、第12条につきましては、特定乳児等通園支援の提供の記録、第13条につきましては、支払いについて定めるものであります。

24ページになります。

第14条、乳児等支援給付費の額に係る通知等、第15条、特定乳児等通園支援の取扱方針、第16条、特定乳児等通園支援に関する評価等、第17条につきましては、相談及び援助、第18条につきましては、緊急時等の対応、第19条につきましては、乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知について定めるものであります。

25ページになります。

第20条は、運営の規程、第21条は、勤務体制の確保等、第22条は、利用定員の遵守、第23条につきましては、掲示等。

26ページです。

第24条につきましては、乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則、第25条につきましては、虐待等の禁止、第26条につきましては、秘密保持等、第27条は、情報の提供等、第28条につきましては、利益供与等の禁止について定めるものであります。

27ページになります。

第29条につきましては、苦情の解決、第30条につきましては、地域との連携等、第31条につきましては、事故発生の防止及び発生時の対応。

28ページになります。

第32条につきましては、会計の区分、第33条につきましては、記録の整備等、第34条につきましては、電磁的記録等。

30ページになります。

第35条につきましては、委任について定めるものであります。

次に、附則になりますが、施行期日は、令和8年4月1日から、準備行為につきましては、条例の施行前においても行うことができると定めるものであります。

続きまして、議会資料の19ページをお願いいたします。

こちらは、甲斐市特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則（案）になっております。

第1条は、規則制定の趣旨、第2条は、確認の申請、第3条は、変更の申請、第4条は、変更の届出、第5条は、確認の辞退、第6条は、その他について定めるものであります。

附則につきましては、施行期日は、令和8年4月1日から、準備行為につきましては、施行の前日においても、特定乳児等通園支援事業者の確認等に係る必要な手続を行うことができると定めるものであります。

なお、20ページから28ページにつきましては、甲斐市特定乳児等通園支援事業者の確認申請等に際し、必要となる様式となっております。

続きまして、議案第75号 甲斐市子ども・子育て会議条例の一部改正の件についてご説明をさせていただきます。

議案書にお戻りいただきまして、議案書の48ページをお願いいたします。

初めに、提案理由になりますが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要があることから、条例の一部改正をお願いするものであります。

第3条の所掌事務につきましては、甲斐市特定乳児等通園支援事業の実施に当たりまして、事業者の確認等に関して子ども・子育て会議への意見聴取が必要となることから、子ども・子育て会議の所掌事務につきましては、特定乳児等通園支援事業についても含めることができるように一部の改正を行うものであります。

附則につきましては、令和8年4月1日から施行すると定めるものであります。

続きまして、議会資料の63ページをお願いいたします。

甲斐市子ども・子育て会議条例の新旧対照表になっておりまして、改正の箇所につきましては、対照表のとおりとなっているところであります。

以上、議案第69号 甲斐市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件、議案第70号 甲斐市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定の件及び議案第75号 甲斐市子ども・子育て会議条例の一部改正の件についてご説明をさせていただきました。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） ちょっと初歩的なんです、特定乳児ですか、支援、これは保育園に入っていない子供たちが対象になるわけですか。

○委員長（清水和弘君） 小澤子育て支援係長。

○保育係長（小澤裕一君） お答えいたします。

谷口委員のおっしゃるとおり、保育園に入っていない子供たちが対象となります。ゼロ歳から2歳までの子供が対象になります。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） ということは、保護者の収入とか、そういうのは全く無関係で受け入れていくということによろしいんですか。

○委員長（清水和弘君） 中村課長。

○子育て支援課長（中村大輔君） 本制度につきましては、所得制限等はございませんので、どなたでもということになっております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） これで制定されるということは、当然資格あると思うんですけども、何かうちの近所なんか見ても企業主導型で、子供が適当と言ったら悪いけれども、何か預かっているようなところが多くあるんですけども、そういうのはこれとは全く別ということですよ。

○委員長（清水和弘君） 小澤係長。

○保育係長（小澤裕一君） お答えいたします。

企業型主導保育園と、こども誰でも通園制度は別物となっております。

○委員長（清水和弘君） そのほかございませんか。

山本委員。

○委員（山本 英君） すみません。議案第69号のほうの19条で、苦情に迅速かつ対応するために苦情の受付を、窓口を設置して書いてあるんですけども、これは、苦情を受け付けるためだけの窓口を各登録してもらった保育園に設置してもらうんですか。それとも、どこか窓口1つつくって、そこに行くようになるんですか。

○委員長（清水和弘君） 中村課長。

○子育て支援課長（中村大輔君） 本条例につきましては、各園において苦情の対応を基本的にはしていただくということで考えて、そういうつくりになっているところであります。

○委員長（清水和弘君） 山本委員。

○委員（山本 英君） これ特定、そのためだけの窓口を設置するということですか、それとも保育園の中で、窓口をって書いてあったので。

○委員長（清水和弘君） 中村課長。

○子育て支援課長（中村大輔君） 必要な措置を講じるということですので、特に専門の窓口ということではなくて、その園の中で対応できる体制を整備していただくということによろ

しいかと思えます。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第69号について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第69号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第69号を終わります。

次に、議案第70号について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第70号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第70号を終わります。

次に、議案第75号について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第75号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第75号を終わります。

次に、議案第76号 甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正の件を議題とします。

それでは、当局より説明をお願いします。

中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村大輔君） それでは、続きまして、議案第76号 甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正の件についてご説明をさせていただきます。

議案書49ページから51ページになります。

まず、51ページをお願いいたします。

提案理由であります。児童福祉法等の一部を改正する法律の施行及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係条例、今回3つの条例になりますけれども、関係条例について所要の改正を行う必要があることから、条例の一部改正をお願いするものであります。

議案の49ページにお戻りください。

第1条は、甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であり、虐待対応の強化に伴い、虐待に関する通報義務等が創設されることから、一部改正を行うもの。また、乳幼児健康診断等の内容が、保育所等の健康診断の全部、または一部に相当すると認められるときは、当該健康診断等の全部、または一部を行わないことができる

こととするもの。また、国家戦略特別区域法に基づく特例措置として制定され、地域限定で保育士と同様に業務を行うことができる地域限定保育士が一般制度化されまして、配置することとされている保育士の数に含めることが可能となったことから、一部改正を行うものであります。

50ページをご覧ください。

第2条につきましては、甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正でありまして、虐待対応の強化に伴いまして、虐待に関する通報義務等が創設されることから、一部改正を行うものであります。

第3条は、甲斐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でありまして、前述しました地域限定保育士の追加及び虐待対応の強化に伴う一部改正であります。

51ページをお願いいたします。

附則につきましては、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第2条第23号の改正規定は、令和8年4月1日から施行すると定めるものであります。

議会資料の64ページをお願いいたします。

第1条、甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表となっております。改正箇所につきましては、先ほど説明させていただいたとおりであります。

議会資料70ページ、こちらは第2条、甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の新旧対照表になります。こちらにつきましても、改正箇所につきましては、先ほどの説明のとおりであります。

議会資料72ページをお願いいたします。

第3条、甲斐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表となっております。改正箇所につきましては、先ほどの説明のとおりとなっております。

以上、議案第76号 甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正の件についてご説明をさせていただきました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 虐待等に対応するという事なんですから、従来、私たちの感覚だったら、児童相談所に相談するとか、そういう形でやってきたんですけれども、これは保育園のほうで対応するわけですか、ちょっと内容あまり詳しくないものですから。

○委員長（清水和弘君） 小澤係長。

○保育係長（小澤裕一君） お答えいたします。

これまでは、児童虐待等や虐待を発見したときに、保育士さんにおいては通告が努力義務というふうになっていたんですけれども、今回この改正で保育所の職員に対しましては通報義務が明確化されたというところが変更の内容になっております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 通報義務というのは、どちらに通報するわけですか。どういう機関に。

○委員長（清水和弘君） 小澤係長。

○保育係長（小澤裕一君） お答えします。

所管する行政庁というのが決まっております、ここで言う小規模保育園につきましては、甲斐市のほう、市役所のほうに通報するという事になっております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございませんか。

保坂副委員長。

○委員（保坂 康君） 今回こういう形でいろいろなものが改正されるんですけれども、これを改正することによって、当然よくなるために改正はしているとは思いますが、今まではなかったんですけれども、それに対応してきたわけですね。それで何か都合が悪いとか、そういうふうなことが過去にはありましたか。

○委員長（清水和弘君） 中村課長。

○子育て支援課長（中村大輔君） 虐待につきましては、これまでについても努力義務ということでありまして、小まめに連携を取ってまいりましたので、特に大きな事案に発展したというようなことはないというふうに考えております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 保坂副委員長。

○委員（保坂 康君） ありがとうございます。

今後は、努力義務じゃなくて通報ということになると思うんですけども、本当に外から見えないケース、多分結構あるんじゃないかなというふうな、人間ですから、感情の起伏がありますんで、いいときと悪いとき、両方あると思うんで、なるべくなら本当に穏やかですっと行ければいいんですけども、なかなかそうも行けないと思いますんで、その辺のほうは今度、通報義務ということが徹底されますということ職員じゃないですけども、皆さんにやって、少しでもそういう方たちの精神的に、こういうことをしちゃいけないということ、もう市のほうとしても、園としてもそうですけれども、分かっていたくような努力を市のほうでもしていただきたいというふうに思います。要望をお願いします。

○委員長（清水和弘君） 金丸委員。

○委員（金丸 寛君） 今の虐待の件ですけども、義務が新たに発生したということなんです、報告義務を怠った場合の罰則的なものは何か今回入ってきているかどうか、その辺ちょっと伺いたい。

○委員長（清水和弘君） 中村課長。

○子育て支援課長（中村大輔君） 本件につきましては、国の法律改正に伴いまして改正をするものでありますが、国のほうで特に罰則等について示されているものはございません。以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第76号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第76号を終わります。

次に、議案第77号 甲斐市子ども医療費助成金支給条例及び甲斐市ひとり親家庭医療費助成金支給条例の一部改正の件を議題とします。

それでは、当局より説明をお願いいたします。

中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村大輔君） それでは、議案第77号 甲斐市子ども医療費助成金支給条例及び甲斐市ひとり親家庭医療費助成金支給条例の一部改正の件についてご説明させていただきます。

議案書の52ページ、53ページをお願いいたします。

提案理由になりますが、国の医療DXの推進における取組として、令和8年度から全国展開される医療費助成のオンライン資格確認の導入に伴いまして、所要の改正を行う必要があることから、条例の一部改正をお願いするものであります。

令和7年8月21日の厚生文教常任委員会におきましてご説明いたしましたとおり、マイナンバーカードを利用した受給資格の確認を可能とするための改正となっているところであります。

附則につきましては、令和8年4月1日から施行すると定めるものであります。

議会資料73ページをお願いいたします。

甲斐市子ども医療費助成金支給条例の新旧対照表になっております。改正箇所につきましては、表のとおりでございます。

74ページにつきましては、甲斐市ひとり親家庭医療費助成金支給条例の新旧対照表になっております。改正箇所につきましては、対照表のとおりとなっているところであります。

以上、議案第77号 甲斐市子ども医療費助成金支給条例及び甲斐市ひとり親家庭医療費助成金支給条例の一部改正の件についてご説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第77号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第77号を終わります。

以上で条例等審査を終了します。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時08分

○委員長（清水和弘君） それでは、会議を再開いたします。

次に、補正予算の審査を行います。

審査に入る前にお諮りします。

補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） それでは、そのようにいたします。

議案第81号 令和7年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）、議案第82号 令和7年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第83号 令和7年度甲斐市後期高

齡者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第84号 令和7年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第2号）を一括にして議題といたします。

初めに、議案第81号 令和7年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）についてを行います。

初めに、子育て支援課より、3款民生費、2項児童福祉費について説明をお願いいたします。

中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村大輔君） それでは、子育て支援課より12月補正予算につきまして説明をさせていただきます。

初めに、補正予算書の22ページから27ページが子育て支援課の補正予算になっております。

22ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費であります。

23ページをお願いいたします。

010児童福祉諸費14万5,000円の増額補正になります。こちらは令和8年度から双葉西保育園において、こども誰でも通園制度を実施いたしますが、市民に向け、周知を行うためのポスター、チラシの作成費用であります。財源は全て一般財源となっております。

011こども医療費助成事業959万2,000円の増額補正になります。こちらは、医療費の増加に伴い、こども医療費助成金959万2,000円を増額するものであります。

なお、県の補助金対象となります未就学児の医療費につきましては、今回減少が見込まれることから、22ページの財源内訳にあります乳幼児医療費助成事業費補助金1,267万円、事務費補助金43万6,000円を減額し、その他の財源は一般財源となっております。

019養育医療費助成事業につきましては74万4,000円の増額補正になります。令和6年度の給付実績の確定に伴い、養育医療費国県負担金を返還するものであります。財源は一般財源となっております。

002児童福祉関係会計年度任用職員等費及び012次世代育成支援対策事業につきましては、子育てひろばの人件費及び事業費の財源更正となっております。国及び県の地域子ども・子育て支援事業交付金補助基準額の変更に伴うもので、国・県各6万1,000円の財源更正となっております。

22ページをお願いいたします。

次に、2目児童措置費になります。

23ページのほうへお願いします。

001児童手当1,669万9,000円の増額補正であります。こちらは令和6年度給付実績の確定に伴い、国庫負担金を返還するものであります。財源は全て一般財源となります。

22ページをお願いいたします。

次に、3目母子福祉費になります。

23ページです。

001ひとり親福祉事業67万8,000円の増額補正であります。令和6年度母子家庭等対策総合支援事業における給付実績の確定に伴い、国庫負担金を返還するものであります。財源は全て一般財源となっております。

003児童扶養手当74万1,000円の増額補正であります。こちらにつきましても、令和6年度給付実績の確定に伴い、国庫負担金を返還するものであります。財源は全て一般財源となっております。

004助産、母子生活支援事業40万5,000円の増額補正であります。こちらにつきましても、令和6年度給付実績の確定に伴い、児童入所措置費国庫負担金を返還するものであります。財源は全て一般財源となっております。

22ページをお願いいたします。

4目保育所費になります。

23ページを再びお願いします。

010教育・保育給付事業2億5,228万円の増額補正であります。こちらは保育所等の在園時に係る委託費と施設型給付費で毎月の園児の数等や科目加算の項目によりまして定められた公定価格に基づき、月ごとに支払う費用でありまして、公定価格の単価上昇によるものであります。

また、第2子以降多子世帯教育・保育等副食費利用者負担軽減事業実施に伴い、自分の園、自園で徴収を行う園に対する対象児童数の増加に伴う増額及び施設型給付費にかかる返還金を合わせた増額となっております。財源は国庫支出金が1億7,998万3,000円、ほかは一般財源となっております。

012特別保育事業1,488万4,000円の増額補正になります。地域子ども・子育て支援事業交付金の国庫補助金に関する交付基準額が一部改正されたことに伴う地域子育て支援拠点事業費30万9,000円の増額のほか、利用児童の増加等に伴い、一時預かり事業639万5,000円、延

長保育事業99万6,000円、子育てのための施設等利用給付費事業213万3,000円、また、人件費の増加による病児・病後児保育事業421万5,000円の増額、県の単独事業であります保育所等特別保育事業1歳児保育の県補助金に関する交付基準が一部改正されたことに伴う申請園の減少により1,253万8,000円の減額、また、市の単独事業であります障がい児保育事業1,313万5,000円の増額の計1,433万6,000円と国の令和6年度子育てのための施設等利用給付交付金、また、県の令和6年度私立幼稚園等施設等利用費負担金の返還金の計23万9,000円であります。財源は国県支出金327万5,000円、ほか一般財源となります。

020竜王北保育園費131万円の増額補正、続いて、021竜王東保育園費143万8,000円の増額補正になります。いずれも、令和8年度から主食を提供するための必要備品等の購入費用の増額であります。財源は全て一般財源になります。

25ページをお願いいたします。

023竜王西保育園費2,949万2,000円の増額補正になります。こちらは指定管理料業務委託料となりますが、公定価格の改定により2,678万4,000円の増額と延長保育事業の5万6,000円の増額、地域子育て支援事業の交付基準額の改定に伴う30万9,000円の増額、市の単独事業であります障がい児保育事業177万6,000円の増額、多子世帯副食費軽減事業の56万7,000円の増額の合計となっております。財源につきましては、国県支出金が20万6,000円、ほか一般財源となっております。

024竜王中央保育園費131万4,000円の増額補正、続いて、025敷島保育園費110万3,000円の増額補正になります。いずれも主食を提供するための必要備品等購入費用であり、財源は全て一般財源となります。

続きまして、027双葉西保育園費205万1,000円の増額補正になります。主食を提供するための必要備品等購入費用99万9,000円と令和8年度から、こども誰でも通園制度を実施するためのベビーベッド等必要備品の購入費用105万2,000円の増額であります。財源は全て一般財源になっております。

次に、26ページ、5目児童館費になります。

27ページをお願いいたします。

010児童館総務管理費261万1,000円の増額補正になります。令和6年度次世代育成支援対策施設整備交付金実績の確定に伴い、国庫負担金を返還するものであります。財源は全て一般財源となっております。

011放課後児童健全育成事業472万2,000円の増額補正になります。令和6年度子ども・子

育て支援交付金実績の確定に伴い、国庫負担金を返還するものであります。財源は全て一般財源となっております。

020玉幡児童館費23万1,000円の増額補正、また、026敷島ふれあい中央児童館費13万9,000円の増額補正、029双葉西児童館費19万8,000円の増額補正、また、030双葉東児童館費20万2,000円の増額補正につきましては、いずれも消防設備点検の結果、機器の修繕が必要となったことによる修繕費の計上によるものであります。財源につきましては全て一般財源となっております。

002児童館関係会計年度任用職員等費については、放課後児童健全育成事業人件費の財源更正となります。国及び県の地域子ども・子育て支援事業交付金の補助基準額の変更に伴うもので、国・県各152万1,000円の財源更正となっております。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時23分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、健康増進課より、4款衛生費、1項保健衛生費について説明をお願いします。

赤松健康増進課長。

○健康増進課長（赤松 圭君） お疲れさまでございます。

健康増進課から補正内容について説明いたします。

補正予算説明書は28ページ及び29ページをお願いいたします。

初めに、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、事業ナンバー20一般管理

費における負担金、補助及び交付金の予算に1万1,000円の増額をお願いするものでございます。財源は一般財源でございます。

内容は、山梨県医師会及び歯科医師会への法令外負担金につきまして、県が算定した今年度の負担金額の確定に伴い増額するものであります。

本負担金は、各医師会が行う良質かつ適切な医療を提供する体制の確保等に係る事業に対し交付するもので、このたび県は各市町村の住基人口を基に、それぞれの負担割合の見直しを行いました。医師会への負担金が当初予算の234万円から235万円に1万円増、歯科医師会が14万円から14万1,000円の増額に変更となりましたので、差額を補正いたします。

次に、2目予防費、事業ナンバー1 予防接種事業における委託料予算から10万3,000円の減額をお願いするものでございます。

内容として、予防接種履歴等を管理する電算システムにつきまして、マイナンバーを通して情報連携するデータ項目の追加に伴い改修を実施したところではありますが、導入支援に係る経費の減額に伴い、委託料額が37万4,000円から27万600円へと減額となりました。

また、財源となります国県支出金、感染症予防事業費等補助金につきまして、当初予算編成時点では国の補助要綱が整備されていなかったところを、補助対象経費として明らかになりました11万円を充当処理させていただきます。

なお、本市は明治安田生命総合会社と健康増進、食育推進等に係る連携協定を締結しており、このたび協働の一環としまして、従業員がゆかりのある地域を指定して行う任意の募金に会社拠出金を加えた「私の地元応援募金」から80万8,400円のご寄附をいただくことになりました。寄附金はコロナ禍以降、疾病予防の観点から関心が高まっております予防接種事業に充当の上、活用させていただきたく存じますので、その他特定財源に計上しております。

次に、3目健康推進費、事業ナンバー2 健康推進事業における委託料予算から10万3,000円の減額をお願いするものでございます。これは、さきの予防接種事業の補正と同じく、健康診査項目に係るデータのマイナンバー情報の関係の電算システムにおける改修経費の減額を理由とするものであります。改修経費もまた同額でありましたので、当初予算との差額を減額いたします。

また、財源に関しましても、先ほど同様に国の補助要綱の整備で明らかとなりました補助対象経費11万円を予算充当させていただきます。

以上で補正予算の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時29分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、敷島支所市民地域課より、4款衛生費、1項保健衛生費について説明をお願いします。

村越敷島支所市民地域課長。

○敷島支所長兼市民地域課長（村越 恵君） お疲れさまでございます。

それでは、敷島支所市民地域課より補正予算についてご説明いたします。

補正予算説明書の28ページ、29ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、10節需用費、ナンバー23敷島保健福祉センター事業費につきましては170万4,000円の増額補正をお願いするものであります。財源内訳は全て一般財源であります。

補正の内容につきましては、敷島保健福祉センターの電気料等の年度末までの決算見込額を試算し、予算不足見込額として170万4,000円の増額でございます。

以上で12月補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため、暫時休憩いたします。

それでは、午前の部は、ここで一旦終了ということで、午後は1時15分再開でよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） よろしくお願いします。

休憩 午前 11時31分

再開 午後 1時11分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、学校教育課より、10款教育費、5項幼稚園費について説明をお願いいたします。

小山田学校教育課長。

○学校教育課長（小山田拓也君） お疲れさまでございます。

それでは、学校教育課の補正予算の内容について説明をいたします。

補正予算説明書の34、35ページをお願いいたします。

10款教育費、5項幼稚園費、1目幼稚園費、03幼稚園等助成事業につきましては3万8,000円の減額をお願いするものであります。

こちらは、対象の竜王幼稚園が令和7年度から新制度へ移行したことで対象の園がなくなったことに伴い、私立幼稚園運営費補助金及び私立幼稚園災害共済掛金3万8,000円を減額するものであります。

続いて、06子ども・子育て支援事業につきましては455万6,000円の減額をお願いするものであります。

内訳につきましては、対象の竜王幼稚園が令和7年度から新制度へ移行したことで対象の園がなくなったことに伴い、未移行幼稚園施設等利用給付等を594万8,000円減額するとともに、令和6年度に交付を受けました国庫負担金による子育てのための施設等利用給付交付金の実績による交付額確定に伴う返還金99万円を増額、また同様に、令和6年度に交付を受けた県負担金による私立幼稚園等施設等利用費負担金の実績による負担金確定に伴う返還金として40万2,000円を増額するものであります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため、暫時休憩します。

休憩 午後 1時13分

再開 午後 1時15分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、福祉課より、3款民生費、3項生活保護費について説明をお願いいたします。

井上福祉課長。

○福祉課長（井上千悦子君） 大変お疲れさまです。

それでは、福祉課の12月補正予算についてご説明させていただきます。

補正予算説明書につきましては、26、27ページになります。

3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費のナンバー01生活保護総務費につきまして1億2,456万8,000円を増額補正させていただくもので、財源は全て一般財源となります。

内容につきましては、例年同様の手続をしておりますが、前年度に交付を受けた生活保護費等国庫負担金、生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金、生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金について、それぞれ補助金額が確定したため、受入済額との差額を国へ返還するものであります。

内訳は、生活保護費等が1億2,289万1,000円、生活困窮者自立相談支援事業等が91万1,000円、生活困窮者就労準備支援事業費等が76万6,000円となっております。

以上が福祉課の補正予算の内容となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

質疑ございませんか。

保坂副委員長。

○委員（保坂 康君） これだけの金額が返還ということであるんですけども、この事態というのは、毎年毎年、金額が上下するかもしれないですけども、増えているとか減っているとか、その辺はどういう形になっているか教えていただけますか。

○委員長（清水和弘君） 井上課長。

○福祉課長（井上千悦子君） お答えいたします。

なかなか生活保護の医療費等の積算が難しい点等ありまして、例年このくらいの金額を返還させていただいている状況になります。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時19分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、障がい者支援課より、3款民生費、1項社会福祉費について説明をお願いします。

樋川障がい者支援課長。

○障がい者支援課長（樋川浩一君） お疲れさまです。

障がい者支援課より12月補正予算につきましてご説明いたします。

補正予算説明書の18ページ、19ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費、ナンバー001自立支援給付事業につきまして2億6,192万円の増額補正をお願いするものであります。

財源内訳の国県支出金は、国庫負担分2分の1と県負担分4分の1で、残りは一般財源で

あります。

補正の内容につきましては、在宅支援、通所支援、入所支援等の給付を行います本事業における利用障がい児者の増加に伴い、増額をお願いするものであります。

次に、ナンバー002自立支援医療事業につきまして396万6,000円の増額補正をお願いするものであります。財源は全て一般財源であります。

補正の内容につきましては、令和6年度に交付を受けました障害者自立支援医療費に係る国庫及び県負担金の実績報告による交付額確定に伴う返還金であります。

続きまして、20ページ、21ページをお願いいたします。

ナンバー006特別障害者手当等給付費につきまして310万3,000円の増額補正をお願いするものであります。財源は国庫負担分4分の3で、残りは一般財源であります。

補正の内容につきましては、手当額の改定等によります予算執行見込みに伴い増額を行うものであります。

次に、ナンバー008補装具費事業につきまして464万7,000円の増額補正をお願いするものであります。財源は国庫負担分2分の1と県負担分4分の1で、残りは一般財源であります。

補正の内容につきましては、電動車椅子、重度障がい児の座位保持装置等オーダーメイド等を要する高額装具の申請が多く、また、既に数件の車椅子等の購入に関する相談もあることから、当初予算内での支給が困難であることが見込まれるものであります。

以上が障がい者支援課の補正予算の内容になります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 先ほどの自立支援給付のところなんですけれども、これはどのくらいの対象者がいるんでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 新奥自立支援係長。

○自立支援係長（新奥知恵君） お答えいたします。

令和7年度、1,106人が今、利用しております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） その人数というのは、推移的にはこの数年でどんな感じか、増えているのか減っているのか。

○委員長（清水和弘君） 新奥係長。

○自立支援係長（新奥知恵君） 利用者におかれましては、令和6年度と比べますと17.7%増加しております。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時24分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、長寿推進課より、3款民生費、1項社会福祉費について説明をお願いいたします。

藤原長寿推進課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） お疲れさまでございます。

令和7年度一般会計補正予算（第5号）の長寿推進課関係の内容につきましてご説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

補正予算説明書の20、21ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、009一般管理費157万1,000円の増額につきましては、令和7年度税制改正等に伴う介護保険システム改修業務委託料の増額補正をお願いするものであります。

財源内訳の国県支出金は、システム改修事業に対する国からのシステム改修事業補助金、補助率は2分の1で、残りは一般財源です。

次に、016介護保険特別会計繰出金206万3,000円の増額につきましては、保険給付費及び地域支援事業費の増額と前年度分の低所得者保険料軽減負担金の精算に伴い、介護保険特別会計への繰出金を増額補正するものであります。

財源内訳の国県支出金は、保険給付費の増額に伴う現年度分の低所得者保険料軽減負担金

の国・県の負担分と、その他は前年度分の低所得者保険料軽減負担金の国・県の精算分で、残りは一般財源です。

なお、詳細につきましては、介護保険特別会計の補正の際にご説明させていただきます。

長寿推進課に関わる補正予算につきましては、以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時28分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、市民協働推進課より、2款総務費、1項総務管理費について説明をお願いします。

久保田市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（久保田 浩君） お疲れさまです。

市民協働推進課より12月補正予算の内容について説明させていただきます。

補正予算説明書18、19ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、12目市民活動費、3結婚支援事業費におきまして、財源内訳更正をお願いするものであります。

内容につきましては、国の地域少子化対策重点推進事業補助金の交付要件が見直され、人口減少対策として、結婚を希望する若者の出会いの場を創出するために本市が実施している婚活イベントが交付要件を満たすことになったため、今回交付決定されました。これに伴い、一般財源を減額し、国県支出金16万6,000円を増額する財源更正をお願いするものであります。

次に、債務負担行為に関する補正について説明いたします。

39ページをお願いします。

議案第89号の指定管理者の指定の件でご審議いただきました、やすらぎ聖苑の指定管理に関する債務負担行為であります。指定管理料の限度額は3,950万2,000円でありまして、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間を対象とした債務負担行為をお願いするものであります。

なお、年間指定管理料平均額は1,316万8,000円で、本年度の指定管理料である1,259万9,000円と比較しますと56万9,000円の増額となっております。

増額となった理由でございますが、今期の指定管理料の策定根拠となる年間火葬件数が700件でありました。しかし、コロナ禍以降、火葬件数が増加傾向にあり、今期の想定火葬件数が825件と増えていることから、これに伴う燃料費や光熱水費などの火葬経費の増額が主な要因でございます。

以上が補正予算の説明であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時33分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、保険課より、3款民生費、1項社会福祉費及び4項国民年金費について説明をお願いします。

森川保険課長。

○保険課長（森川嘉亮君） 大変お疲れさまでございます。

保険課から議案第81号 令和7年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明いたします。

補正予算説明書20、21ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、003後期高齢者医療費1,330万円の増額につきましては、財源は一般財源でございます。

内容は、山梨県後期高齢者医療広域連合に支払う後期高齢者医療療養給付費等負担金の増額による補正でございます。負担金の増額となる主な理由につきましては、後期高齢者の増加と医療費の増加によるものでございます。

次に、005後期高齢者医療健康診査費1万3,000円の増額につきましては、財源は一般財源でございます。

内訳といたしましては、特定健診のデータ処理と管理手数料として役務費4,000円の増額と特定健診のデータ作成委託料9,000円の増額でございます。増額の理由といたしましては、総合健診の受診者数の増加によるものでございます。

続きまして、26ページ、27ページをお願いいたします。

3款民生費、4項1目国民年金費、010国民年金事務取扱費32万6,000円の増額につきましては、令和7年度の税制改正により特定親族特別控除が新たに追加されたことにより、国民年金保険料の免除要件に前年の所得を用いる年金システムの改修委託料になります。

財源内訳は、28ページにございますが、国庫支出金の国民年金市町村事務費交付金でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これより議案第81号の討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第81号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第81号を終わります。

引き続き、議案第82号 令和7年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を行います。

歳入歳出一括で説明をお願いいたします。

森川保険課長。

○保険課長（森川嘉亮君） 引き続き、よろしくをお願いいたします。

議案第82号 令和7年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

議案書の65ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,248万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億8,322万円とするものでございます。

補正予算説明書の46、47ページをお願いいたします。

まず、歳入からご説明いたします。

6款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金2,155万6,000円の減額につきましては、今回の補正予算に伴います歳入歳出予算の調整によるものでございます。

次に、7款1項1目1節繰越金4,404万円の増額は、前年度からの繰越金でございます。

48、49ページをお願いいたします。

次に、歳出につきましてご説明いたします。

6款1項基金積立金、1目001財政調整基金積立金2,202万1,000円の増額につきましては、前年度繰越金のうち2分の1を積み立てるものでございます。

次に、8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、5目001償還金46万3,000円の増額につきましては、令和6年度国庫負担金等の実績報告に基づき、交付額の決定により交付金を返還するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これより討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第82号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第82号を終わります。

引き続き、議案第83号 令和7年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を行います。

歳入歳出一括で説明をお願いします。

森川保険課長。

○保険課長（森川嘉亮君） それでは、議案第83号 令和7年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

議案書の69ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ294万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,566万4,000円とするものでございます。

補正予算説明書54、55ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましてご説明いたします。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料、2 目普通徴収保険料、2 節滞納繰越分普通徴収保険料の

4万4,000円の増額につきましては、令和6年度の滞納繰越額の確定に伴う増額でございます。

次に、4款1項1目1節繰越金240万1,000円の増額につきましては、令和6年度からの繰越金でございます。

次に、5款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目1節保険料還付金50万円の増額は、山梨県後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金で、過年度分保険料の還付金でございます。

56、57ページをお願いいたします。

歳出につきましてご説明いたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、001保険料等納付金244万5,000円の増額につきましては、令和6年度分保険料収入の令和7年4月から5月入金分を令和7年度に広域連合へ納付する納付金を増額するものでございます。

次に、3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、001保険料還付金50万円は、令和6年度から保険料率が上がったことに伴い、過年度分の保険料が増加したことにより保険料還付金が増額となったため、予算不足により還付する保険料を増額するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これより討論、採決を行います。

本案について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これより議案第83号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第83号を終わります。

ここで職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時47分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、議案第84号 令和7年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第2号）を行います。

歳入歳出一括で説明をお願いします。

藤原長寿推進課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） それでは、長寿推進課より議案第84号 令和7年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。

議案書の73ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,062万7,000円の追加をお願いし、補正後の額を57億4,561万6,000円とするものでございます。

初めに、歳入の内容について説明させていただきます。

補正予算説明書の62、63ページをお願いします。

1款1項保険料、1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料59万6,000円は、現年度分の特別徴収保険料の増額補正です。

次に、3款使用料及び手数料、1項手数料、2目1節介護予防事業手数料1万6,000円は、総合事業の訪問型サービスCの回数増加に伴う利用者からの手数料の増額補正です。

次に、4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分介護給付費負担金42万8,000円は、介護給付費の増額に伴う国負担分の増額補正です。

2節過年度分介護給付費負担金1,089万5,000円の増額は、前年度事業の確定による精算に伴う国負担分の追加交付になります。

次に、4款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金、1節現年度分調整交付金3万4,000円は、介護給付費の増額に伴う国交付金の増額補正です。

64、65ページをお願いします。

2目地域支援事業交付金、1節現年度分地域支援事業交付金8万3,000円は、地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業費の増額に伴う国交付金の増額補正です。

3目地域支援事業交付金、1節現年度分地域支援事業交付金5万2,000円は、地域支援事業のうち任意事業費の増額に伴う国交付金の増額補正です。

7目保険者機能強化推進交付金、1節現年度分保険者機能強化推進交付金4万1,000円は、地域支援事業費の増額に伴う国交付金の増額補正です。

次に、5款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節現年度分介護給付費交付金57万8,000円は、介護給付費の増額に伴う支払基金からの交付金の増額補正です。

2目地域支援事業支援交付金、1節現年度分地域支援事業支援交付金8万9,000円は、地域支援事業費の増額に伴う支払基金からの交付金の増額補正です。

66、67ページをお願いします。

6款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分介護給付費負担金26万8,000円は、介護給付費の増額に伴う県負担分の増額補正です。

2節過年度分介護給付費負担金1,228万円の増額は、前年度事業の確定による精算に伴う県負担分の追加交付になります。

次に、2項県補助金、1目地域支援事業交付金、1節現年度分地域支援事業交付金4万1,000円は、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業費の増額に伴う県交付金の増額補正です。

2目地域支援事業交付金、1節現年度分地域支援事業交付金2万6,000円は、地域支援事業の任意事業費の増額に伴う県交付金の増額補正です。

次に、8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、1節現年度分介護給付費繰入金26万8,000円は、介護給付費の増額に伴う市負担分の増額補正です。

68、69ページをお願いします。

2目地域支援事業繰入金、1節現年度分地域支援事業繰入金4万1,000円は、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業費の増額に伴う市負担分の増額補正です。

3目地域支援事業繰入金、1節現年度分地域支援事業繰入金2万6,000円は、地域支援事業の任意事業費の増額に伴う市負担分の増額補正です。

4目低所得者保険料軽減繰入金、1節現年度分低所得者保険料軽減繰入金2万円は、介護給付費の増額に伴う現年度分繰入金の増額補正です。

2 節過年度分低所得者保険料軽減繰入金170万8,000円は、前年度分の精算に伴う国・県・市からの追加分の繰入金になります。

次に、9 款 1 項 1 目 1 節繰越金313万7,000円は、前年度からの繰越金です。

歳入の説明は以上になります。

続いて、歳出の説明をさせていただきます。

補正予算説明書の70、71ページをお願いします。

2 款保険給付費、2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス等給付費、002介護予防福祉用具購入等費111万9,000円及び003介護予防住宅改修費102万1,000円は、要支援認定者に対する入浴補助用具等の福祉用具の購入にかかる給付費や手すりの設置などの住宅改修にかかる給付費が当初の見込みより増加をしていることから、増額補正をするものであります。

次に、3 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援総合事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費、001訪問型サービス事業33万円は、専門職が自宅を訪問し、課題に応じたりハビリ等の短期集中的に実施する訪問型サービスCの利用者が当初の見込みより増加をしていることから、増額補正するものであります。

72、73ページをお願いします。

2 項 1 目包括的支援事業・任意事業費、002任意事業13万7,000円は、独り暮らし高齢者の見守り等を目的に実施している配食サービスの利用につきましても当初の見込みより増加をしているから、増額補正するものであります。

74、75ページをお願いします。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目001国庫支出金等償還金2,511万4,000円の増額は、前年度事業の確定による精算に伴う国・県診療報酬支払基金への返還金であります。

次に、2 項繰出金、1 目001一般会計繰出金290万6,000円の増額は、前年度事業の確定による精算に伴う一般会計への繰出金であります。

介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等ありましたらお願いします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これより討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第84号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第84号を終わります。

以上をもちまして、本委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

次に、次第の3、その他に入ります。

委員より、その他何かありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 事務局より何かありましたらお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） よろしければ、その他を終了します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、厚生文教常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時58分